

### 政令改正方針案

- 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第3項第1号において規定されている簡易宿所営業の客室の延床面積について、現行の33平方メートル以上を求める規定から、33平方メートル(収容定員が10人未満の場合には3.3平方メートルに収容定員の数を乗じて得た面積)平方メートル以上を求める規定に改正する。(平成28年4月1日施行予定)
- 平成28年2月9日(火)から平成28年3月9日(水)まで、上記の案にてパブリックコメントを実施している。

現行	改正案
<p>(構造設備の基準)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 客室の延床面積は、三十三平方メートル以上であること。</p> <p>二～七 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(構造設備の基準)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 客室の延床面積は、<u>三十三平方メートル(収容定員が十人未満の場合には三・三平方メートルに収容定員の数を乗じて得た面積)以上であること。</u></p> <p>二～七 (略)</p> <p>4 (略)</p>

### 通知改正方針案

- 「旅館業における衛生等管理要領」中、簡易宿所の玄関帳場等に関する基準を下記のとおり改正する。(平成28年4月1日施行予定)

現行	改正案
<p>適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11(玄関帳場又はフロント)に準じて設けること。</p>	<p>適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。その他「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の11(玄関帳場又はフロント)に準じて設けることが望ましいこと。<u>ただし、収容定員が10人未満の施設であって、次の各号に掲げる要件を満たしているときは、これらの設備を設けることは要しないこと。</u></p> <p>(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。</p> <p>(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p>